

長崎市監査公表第 14 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、次のとおり公表します。

令和 3 年 11 月 25 日

長崎市監査委員 三 井 敏 弘
同 三 谷 利 博
同 奥 村 修 計
同 林 広 文

1 監査の種類

財務監査（定期監査）及び行政監査(令和 2 年 11 月 25 日付 長崎市監査公表第 7 号)

2 監査の期間

令和 2 年 4 月 3 日から令和 2 年 10 月 27 日まで

3 措置を講じた部局

| 区分 | 部局名 | 所属名 |
|----|-------|------------------|
| 指摘 | 市民生活部 | 文化振興課 |
| | | スポーツ振興課 網場プール |

4 措置を講じた内容

監査の結果に基づき、市長が措置を講じた内容は別紙のとおりである。

| 所属名 | 指摘 | 措置 |
|------------------------|--|---|
| <p>市民生活部 文化振興課</p> | <p>1 収入事務について (1) ブリックホール使用料に係る督促状の未発送及び延滞金の未徴収について</p> <p>長崎市使用料等の延滞金及び督促手数料に関する条例第2条第1項により、使用料等を納期限までに納付しない者に対しては、納期限後30日以内に督促状を発しなければならないと規定されているが、これを行っていなかった。</p> <p>また、本来督促状を発し、同条例第4条第1項により督促を受けた者から延滞金を徴収すべきであるが、督促状を発していないため徴収していなかった。</p> <p>督促状の発送は債権管理の前提となる重要な行為であるため、条例の規定に基づき適切に督促状を発し、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じた延滞金の徴収について適正な事務処理を行われたい。</p> | <p>担当者の不在時や異動時にも、適正な事務処理が行えるよう、事務処理マニュアルを見直す他、チェックシートを作成し、電算システムや歳入金徴収簿で定期的に確認することとし、徴収困難な事案が発生した場合には、別途所属長まで報告するなど、状況の共有を徹底する。</p> |

| 所属名 | 指摘 | 措置 |
|------------------------------------|---|---|
| <p>市民生活部 スポーツ振興課 網場プール</p> | <p>1 収入事務について (2) 長崎市民網場プールの団体利用について</p> <p>長崎市民網場プールの団体利用については、長崎市民水泳プール条例施行規則第9条の規定により利用する日の7日前までに水泳プール団体利用許可申請書を提出し、同申請に係る許可をしたときは、水泳プール団体利用許可証を交付することと規定され、その際の使用料は長崎市民プール条例別表第2の団体使用料に規定する額となる。</p> <p>しかし、長崎市民網場プールの団体利用について、水泳プール団体利用許可申請書が提出されていないにもかかわらず、団体で利用させ長崎市民水泳プール条例別表第2に規定する団体使用料の額を徴収していた。</p> <p>長崎市民網場プールの団体利用及び団体使用料の適用については、長崎市民水泳プール条例及び同条例施行規則の規定に基づき適正な事務処理を行われたい。</p> | <p>令和3年度から、長崎市民網場プールを団体で利用しようとする場合、長崎市民水泳プール条例施行規則に基づき、利用する日の7日前までに水泳プール団体利用許可申請書を提出させるよう改めた。</p> <p>なお、今回の見直しの徹底を図るため、職員に対して適切な事務処理について周知するとともに、団体利用の実績がある施設周辺の学童クラブや保育園等へ文書により周知した。</p> |